

浅川町公共施設等LED照明設備賃貸借事業公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨(目的)

町では、浅川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を政府実行計画の改定及び町が令和5年10月にゼロカーボンシティ宣言をしたことなどを踏まえ、令和6年4月に改定しており、公共施設（街路灯・防犯灯含む）のLED導入率100%を目指し、計画的に更新することを明記している。

また、水銀に関する水俣条約第5回締約国会議（COP5）において、令和9年に直管型蛍光灯の製造と輸出入を禁止することが国際的に合意されたことを受け、公共施設の照明LED化改修を早期に実施していく必要があることから、公共施設等において、リースによるLED照明への更新と設置した照明の保守・維持管理に係る事業を実施する。

本事業は浅川町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づく、町の率優先的な温室効果ガス削減を図るものでもある。

本事業の業者選定にあたっては、価格のみではなく豊富な経験と高い専門知識のもとに、実効性のある優れた提案ができ、長期に渡る賃貸借期間中、真摯的なサポートができる事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により実施する。

なお、本プロポーザルは予算議決前の準備行為として実施するもので、議会において予算の否決又は本プロポーザルに係る予算の減額があった場合、本プロポーザルの実施について効力を失うことがあるものとする。これに伴い、プロポーザル参加者に損害を与えることがあっても、町はその損害について一切負担しないものとする。

2 業務概要

(1) 事業名：浅川町公共施設等LED照明設備賃貸借事業

(2) 事業内容：別紙「浅川町公共施設等LED照明設備賃貸借事業仕様書」のとおり

(3) 対象施設：別紙「対象施設一覧」のとおり

(4) 契約方式：債務負担行為（10年）による賃貸借契約

※契約期間終了後、賃貸借物件は町に無償譲渡すること

(5) 事業期間：①施工期間 契約締結日～最大で令和10年3月31日まで

②賃貸借期間 10年間（120カ月）

※1 遅くとも全施設の賃貸借契約を令和10年4月1日に開始すること。

※2 各施設の施工・賃貸借契約開始のスケジュールは、協議により決定することとする。

(6) 提案上限額：全対象施設の賃貸借料の総額

303,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案金額は契約金額ではない。

- (7) そ の 他：昨今の情勢を踏まえ、事業者の責に帰すことができない事由による資機材等の価格高騰や納期の大幅な遅延といった供給状況の変化が生じた場合には、協議のうえ、都度対応を決定する。

3 参加要件等

(1) 参 加 要 件

- ① 本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加事業者」という。）は、本事業を行う能力を有し、かつ、法人格を有する者（単体）又は法人格を有する者の共同体（それぞれが法人格を有する複数の者の共同体）とする。

- ② 参加事業者は、次の役割をすべて担い、共同体の場合は各構成員が次の役割を分担する。

ア 事業役割

リース契約締結等の諸手続きを行い（町との対応窓口）、事業遂行のすべての責を負う。

イ 施工役割

施工に関する業務をすべて実施する。

ウ その他役割

上記ア、イ以外の維持管理、本設備の供給等に関する業務を各々実施する。

- ③ 法人格を有する者の共同体で応募する場合は、事業役割を担い、契約者となる代表事業者を1者選定する。なお、各構成員は、他の法人格を有する者の共同体の構成員として本プロポーザルに参加することはできない。また、構成員の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が発生した場合であって協議により町が認めたときは、この限りではない。

- ④ 参加表明にあたっては、参加事業者の構成員すべてを明らかにしたうえで、「事業実施体制表（様式5）」にその旨を記載し、本事業における各々の役割分担を明確にする。また、配置予定担当者の経歴について「配置予定担当者経歴書（様式7）」に記載すること。なお、法人格を有する者の共同体で応募する場合には、「共同体事業実施体制表（様式6）」を使用すること。

- ⑤ 参加事業者は、本プロポーザルの参加を含むそれ以降の提案に係る諸手続き及び契約等に係る諸手続きを行う。

(2) 参 加 資 格

参加事業者の資格要件は、次のとおりとする。なお、共同事業体の場合は、共同事業体としてこれらの要件を満たすこと。

- ① 参加事業者は、参加表明書及び資格確認書類により、本要領の内容を十分に遂行できると認められる者であること。
- ② 参加事業者は、事業運営、維持管理など、円滑に行うため迅速に対応できる者であること。
- ③ 事業役割を担う構成員は、直近5年間（令和3年度から令和7年度）に、国又は地方公共団体等の発注による本事業の内容と同種の事業を元請として受注、契約、履行中又は履行した実績を有していること。同種事業とは「公共施設等のLED照明賃貸借事業」とする。

- ④ 施工役割を担う構成員は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく本事業に必要な許可を受けている者であること。
- ⑤ 機器調達、施工、保守・維持管理のいずれかまたは複数において、町内事業者（町内に本社、営業所等を有する事業者）が参加できるよう努めるものとし、地域経済波及効果に資するよう最大限配慮すること。
- ⑥ 参加事業者は、別紙「仕様書」の「照明仕様」の要件を満たすことを示す「販売実績証明書及び製造拠点誓約書（様式 8）」を提出すること。

(3) 参加制限

次に掲げる者は、参加事業者又は参加事業者の構成員となることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② プロポーザル募集開始日から提案書提出期限日までの期間に、浅川町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（昭和 56 年 9 月 28 日要綱第 2 号）第 5 条の規定に基づく指名停止の措置を受けている者。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者。
- ④ 浅川町暴力団排除条例（平成 24 年 3 月 21 日条例第 1 号）に規定する暴力団その他反社会団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者。
- ⑤ 国税及び地方税を滞納している者。

4 実施スケジュール

募集開始（町ホームページ掲載）	令和 8 年 8 月 25 日（火）
現地調査・図面閲覧期間	令和 8 年 9 月 25 日（金）まで
質問書の提出期限	令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時
質問書の回答	令和 8 年 10 月 2 日（金）
参加表明書等提出期限	令和 8 年 10 月 7 日（水）午後 5 時
参加資格審査結果通知	令和 8 年 10 月 13 日（火）
企画提案書等提出期限	令和 8 年 10 月 23 日（金）午後 5 時
プレゼンテーション等の実施	令和 8 年 10 月 27 日（火）（予定）
選定結果通知・公表	令和 8 年 10 月 30 日（金）（予定）

※上記の期日等に変更が生じた場合は、参加事業者に対して改めて通知する。

5 現地調査及び図面閲覧

現場確認及び図面閲覧については、次のとおり対応する。

- (1) 実施期間 令和 8 年 9 月 25 日（金）まで
- (2) 申込方法

現場確認または図面閲覧を希望する者は、その旨を総務課に申し出たうえで、施設所管課へ直接日程の交渉と許可を得ること。

(3) 現場確認及び図面閲覧

施設所管課から許可を得た日程で現場確認または図面閲覧を行うこと。

6 質問書の提出及び回答

(1) 質問書の提出

本実施要領及び仕様書に関する質問は、電子メールのみでの受付とし、質問書（様式 1）を提出すること。なお、電子メール送信後、電話で受信確認をすること。

ア 提出期限 令和 8 年 9 月 2 5 日（金）午後 5 時（必着）

イ 提出先 浅川町役場 総務課

E メール：soumu@town.asakawa.fukushima.jp

電 話：0247-36-4121

※電子メール件名を以下のとおりとすること。

「【事業者名】公共施設等 LED 照明設備貸借事業公募型プロポーザル質問書」

(2) 回 答

質問に対する回答は、メールにより行う。内容によって必要がある場合は町ホームページに掲載し、公表する。なお、質問を行った質問者情報等は公表しない。

また、公平性を保てないと判断されるものや個別の参加資格要件等に関するものについては、回答しない。

7 参加表明書等の提出

参加事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

なお、参加事業者が多数となり、全提案者のヒアリング等の実施が困難であると判断した場合は、提出書類により第 1 次審査（書類選考）を行います。

(1) 提出書類

ア プロポーザル参加表明書（様式 2）

イ 登記事項証明書（3 ヶ月以内のもの。写し可。）

ウ 会社概要書（様式 3）

エ 業務実績調書（様式 4）

同種業務の実績について記載するものとする（過去 5 年以内）。

オ 業務実施体制表（様式 5）又は共同事業体事業実施体制表（様式 6）

カ 配置予定担当者経歴書（様式 7）

カ 販売実績証明書及び製造拠点誓約書（様式 8）

キ 財務諸表（過去 3 年分）

ク 納税証明書（3 ヶ月以内のもの。写し可。）

法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

(2) 提出期限 令和 8 年 1 0 月 7 日（水）午後 5 時（必着）

(3) 提出方法 持参又は郵送による。

また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にて PDF 形式にしたデータを提出すること。

※封筒には「公共施設等 LED 照明設備賃貸借事業公募型プロポーザル参加表明書在中」と朱書き記入。

- (4) 提出先 〒963-6292 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15
浅川町役場 総務課

E メール：soumu@town.asakawa.fukushima.jp

※電子メール件名を以下のとおりとすること。

「【事業者名】公共施設等 LED 照明設備賃貸借事業公募型プロポーザル参加表明書」

- (5) 参加資格審査結果通知

提出された書類をもとに参加要件の確認を行い、参加要件を満たしたものに対し結果を電子メールにて通知するとともに、企画提案書の提出を要請する。

8 企画提案書の作成要領

公募型プロポーザル参加申込書の提出を行った者は、以下により企画提案書類を提出すること。

- (1) 提出書類

- ア 企画提案書表紙（様式 9）
- イ 企画提案書
- ウ 見積書及び積算内訳

【提案書類の作成上の留意事項】

- ① 提案書類は、各項目順に綴り書類符号を記したインデックスを付けるなど、項目の区別がつくようにすること。
- ② 仕様書、プロポーザル審査評価基準を参照の上、具体的な提案をすること。なお、企画提案書は、提案内容を分かりやすく具体的に記述すること。
- ③ 仕様書に示す内容のほか、提案者が有する実績や知見を活かし、本要領の趣旨を達成するために有効な内容がある場合は、積極的な提案を行うこと。
- ④ 企画提案書は、表紙・目次を除き 20 ページ以内（A4 横書き）とすること。
 - ※ 表紙・目次は枚数に含まない。また、必ずページ番号を付すこと。
 - ※ 本文の文字フォントは 10.5pt 以上とする。図表等に付記する注釈・注記などは、この限りではない。ただし明瞭に読み取れるフォントサイズを考慮すること。
- ⑤ 見積書の宛名は「浅川町長」、業務名は「浅川町公共施設等 LED 照明設備賃貸借事業」とすること。

※ 契約期間内に本業務内容を実施するための費用を上限額の範囲内で作成することとし、上限額を超える見積書は無効とする。

※ 積算内訳は、仕様書の内容を踏まえ、内訳がわかるように記載すること。また、人件費、諸経費等の積算内訳がわかるように、できるだけ詳細な記載とすること。

※ 見積金額については、内訳金額は税抜価格とし、業務価格には消費税等を加えた合計金額を記入すること。

※ 見積書に含まない別途費用を必要とする提案は受け付けない。

- (2) 提出部数 正本 1 部、副本 7 部、電子媒体 1 部

(3) 提出期限 令和8年10月23日（金）午後5時（必着）

(4) 提出方法 持参又は郵送による。

また、紙媒体での提出に加え、電子メール等にてPDF形式にしたデータを提出すること。

※封筒には「公共施設等LED照明設備貸借事業公募型プロポーザル企画提案書在中」と朱書き記入。

(5) 提出先 〒963-6292 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15
浅川町役場 総務課

Eメール：soumu@town.asakawa.fukushima.jp

9 企画提案書の審査

提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査を次のとおり実施し、優先交渉権者を選定する。なお、時間・会場等のプレゼンテーション審査の実施詳細については別途通知する。

(1) 審査方法

ア 審査日 令和8年10月27日（火）予定

イ 会場 浅川町役場 2階 大会議室

ウ 審査順 企画提案書を提出した順（受付順）に審査する。

エ 審査基準 別紙「プロポーザル審査基準」のとおり

オ プレゼンテーションの実施

- ・時間構成は、プレゼンテーション30分以内、質疑10分程度とする。

- ・出席者は3名までとし、本業務に従事する担当者等が行うこととする。

- ・プレゼンテーションは、企画提案書を基に行うものとし、追加資料の配布は認めない。

- ・パワーポイント等を使用しプレゼンテーションする場合、使用する機器は各自で用意すること。

- ・プロジェクター及びスクリーンは本町が用意する。

- ・インターネットは提供しない。

- ・プレゼンテーション審査を正当な理由なく欠席した場合は、本プロポーザルを棄権したものとみなす。

(2) 審査結果

審査結果は、全ての参加事業者電子メール又は郵送により通知する。また、選定結果を町ホームページ上で公表する。

なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けない。

10 契約の締結

(1) 審査により決定した契約相手方候補と、詳細な業務の内容及び契約条件について、協議、合意したのちに契約を締結する。

- (2) 本業務に係る契約の条件等については、仕様書及び企画提案書の内容を基本とするが、町と契約相手方候補との協議により必要と判断した場合は項目の追加、変更又は削除、見積金額等の変更を行うことができるものとする。なお、上限額を超えないものとする。
- (3) その他契約についての詳細は、浅川町財務規則（昭和 58 年 1 月 19 日規則第 1 号）の規定によるものとする。

11 失格・無効

次に掲げる事由に該当する場合は、プロポーザルへの参加又は委託業者の決定を取り消すものとする。

- (1) 提出方法、提出期限等が守られなかったとき。
- (2) 企画提案書作成に係る不正行為が認められたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 参加業者による業務の履行が困難であると判断される事実が判明したとき。
- (5) 著しく社会的信用を失墜する行為があった場合など、参加事業者が委託業者としてふさわしくないと町長が認めたとき。
- (6) その他不正な行為があったと町長が認めたとき。

12 その他留意事項

- (1) 参加事業者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、参加事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は原則返却しない。
- (4) 提出書類は審査以外の目的には使用せず、公表しない。ただし、浅川町情報公開条例（平成 11 年浅川町条例第 20 号）に基づく開示請求があったときは、開示の対象文書となる。
- (5) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 提出書類の著作権は、参加事業者に帰属する。ただし、本町が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、または第三者へ提供してはならない。
- (8) 本プロポーザルの参加を取り下げる場合は、速やかに下記問い合わせ先まで連絡するとともに、プロポーザル参加辞退届（様式 10）を提出すること。
- (9) 実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、浅川町財務規則（昭和 58 年 1 月 19 日規則第 1 号）等関係法令等の定めるところによるものとする。

13 問い合わせ・書類提出先

浅川町役場総務課

〒963-6292 福島県石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番地の 15

E メール：soumu@town.asakawa.fukushima.jp

電 話：0247-36-4121

別紙【プロポーザル審査基準】

評価項目	評価ポイント	配点
業務実績	◎同種事業の経験と実績を豊富に有しているか	10
業務実施体制	◎業務を計画通りに遂行するための人員・体制等が確保されているか ◎配置予定の担当者・技術者の資格・実績等が十分か	10
業務方針	◎業務の趣旨の理解度は十分なものか	5
業務計画性	◎本事業を確実に遂行できるスケジュールが計画されているか	10
施工品質	◎業務を遂行するにあたり、適切な施工品質を確保するための具体的な提案があるか ◎製品の品質は信頼できるものか	10
維持管理・保守の体制	◎不具合や障害発生時に迅速な対応（復旧等）ができる体制が明確になっているか	10
地域等への貢献	◎町内事業者の活用など地域貢献について十分配慮されているか	10
環境対策・省エネ性能	◎必要な照度を確保しながら、環境に配慮がされたものか ◎町地球温暖化対策実行計画に資する内容か	10
経済性（見積金額）	◎仕様書を踏まえ、適正に算出された見積金額となっているか ◎見積りの積算根拠は妥当か	15
その他（表現力）	◎企画提案書は、提案者の創意工夫により、効率的・合理性のある業務内容の提案になっているか ◎知見や専門性に基づく、業務負担の軽減に資する内容など独自の提案があるか ◎プレゼンテーション・質疑応答は、分かりやすい説明か	10
合計		100

評価係数 （目安）	優れている	良い	ふつう	やや劣る	劣る	提案なし
	1	0.8	0.6	0.4	0.2	0

※評価係数は、あくまでも目安である。